

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	特定保健指導実施事業			決算書頁	196
視点・政策	02 安全安心・03 安らぐ				
施策	17 生活習慣病の予防をはじめ、市民の健康づくりを推進します				
所管部・課	健康増進部	健幸政策課	作成者	主幹 坂上 利治	

2. 事業の目的

高齢者医療確保法による特定保健指導を受託し、市民の生活習慣病対策に寄与する

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	29年度	28年度	比較	財源	29年度	28年度	比較
総事業費	3,290	2,712	578	一般財源	517	159	358
内 事業費	3,290	2,712	578	国県支出金	3	26	△ 23
内 職員人件費				地方債			
内 公債費				特定財源(都市計画税)			
参考 職員数(人)				特定財源(その他)	2,770	2,527	243
再任用職員数(人)							

4. 事業目的達成のための手段と成果

<細事業1>	特定保健指導実施事業	細事業事業費(千円)	3,290
(1) 参画と協働の主な手法(実績)			
(2) 29年度の取組と成果	<p>医療制度改革により20年4月から「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、生活習慣病対策として医療保険者に義務づけられた特定保健指導について、川西市国民健康保険加入の対象者に実施した。</p> <p>特定保健指導においては、健康状態を改善するための標準的な判定基準が導入され、生活習慣病の発症・重症化の危険因子の保有状況により階層化された対象者に対して、動機付け支援や積極的支援を実施している。</p> <p><階層別保健指導の主な内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供 健診結果から自らの身体状況を認識するとともに、健康な生活習慣の重要性に対する理解と関心を深め、生活習慣を見直すきっかけとなるよう、生活習慣の改善に関する基本的な情報を提供する。 ・動機付け支援 初回面接で対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の目標を自ら設定できるよう支援し、半年後にその評価を行う。 ・積極的支援 初回面接で対象者が自らの生活習慣における課題に気づき、健康的な行動変容の目標を自ら設定できるよう支援し、その後3か月以上の継続的な支援を行い、半年後にその評価を行う。 <p><特定保健指導の取組内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者に対し、初回面接・6か月後評価の場として「健康相談会」を月に3回開催。 ・健康相談会に参加できない方には訪問指導・個別面接を実施している。 ・積極的支援の方の継続支援の場としては、運動実践・食事指導を中心とした「ヘルスアップすくーる」(5回または1回コース)を実施しているが、参加できない方に対しては個別対応も実施している。 		

<特定保健指導の成果内容>

特定保健指導を実施することにより、メタボ解消への行動を促し生活習慣の改善を図ることができた。

特定保健指導階層別実施者数

(単位:人)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
動機付け支援	初回指導 ※1	169	175	177	168	181
	終了 ※2	170	168	168	157	161
積極的支援	初回指導 ※1	45	30	31	40	42
	終了 ※2	42	32	26	24	30

「健康相談会」の実施により、特定保健指導を効率的に実施するとともに、対象者の健康意欲を妨げずに指導を受けやすい環境を整えることができた。

健康相談会時の特定保健指導実施者数

(単位:人)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
動機付け支援	初回指導 ※1	79	82	80	84	83
	終了 ※2	113	116	125	119	115
積極的支援	初回指導 ※1	12	10	7	18	19
	終了 ※2	22	14	15	8	8

※1 初回面接: 年度内に初回面接を実施した人数

※2 終了 : 年度内に特定保健指導を終了した人数

5. 担当部長による自己評価及び今後の方向性等

自己評価

市民の利便性や事業の効率性が大きく向上した。	
市民の利便性や事業の効率性が向上した。	
市民の利便性や事業の効率性は前年度の水準に留まった。	○

29年度の事業の達成状況

特定保健指導未実施者に対しては、電話勧奨を積極的に引き、つながらない場合は家庭訪問を実施し特定保健指導の利用促進を図った。

「ヘルスアップすくーる」では、参加者アンケートや計測値から効果の評価を行い、参加者の満足度も高かった。

課題と改善について

「ヘルスアップすくーる」では、参加者が満足できる内容を実施できたと感じているものの、より満足度の高い保健指導を行えるよう実施内容の工夫や指導者のスキルアップを行い実施者数の増加につなげていく必要がある。

30年度以降における具体的な方向性について

特定保健指導未実施者への積極的勧奨を引き続き実施していく。また、指導者のスキルアップを図るとともに、指導媒体などの工夫により、特定保健指導の質の向上をめざす。

さらに、特定保健指導実施者数の増加のために、国民健康保険課との円滑な連携をはかり、特定保健指導の充実を図る。

※「課題と改善」は、「妥当性」、「効率性」、「有効性」及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで、事業の質や効率性を高める方向で記述しています。